

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 6 月 4 日（火）第2911号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

○県営土地改良事業の計画の決定（2件）

（農地整備課取扱い） 1

告

示

鹿 児 島 県 告 示 第 667 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）南薩地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 6 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年 6 月 5 日から同年 7 月 2 日まで
- 縦覧場所
枕崎市役所農政課
指宿市役所耕地林務課
南九州市役所耕地課

鹿 児 島 県 告 示 第 668 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止））（農業用排水施設整備）西中沖地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 6 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年 6 月 5 日から同年 7 月 2 日まで
- 縦覧場所
大崎町役場耕地課